

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年6月21日 山口地方法務局下関支局 登記官 山重基晴

記

意見又は資料の提出先 山口地方法務局下関支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
2504-2021-0001	下関市大字阿内字車路1956	田	204
2504-2021-0002	下関市大字阿内字車路1965	畑	138
2504-2021-0003	下関市大字阿内字山ノ口1238	宅地	2052・23
2504-2021-0004	下関市大字阿内字山ノ口1239	ため池	575
2504-2021-0005	下関市大字阿内字山ノ口1240	ため池	674
2504-2021-0006	下関市大字阿内字小迫1126-1	畑	85
2504-2021-0007	下関市大字阿内字小迫1126-2	畑	66
2504-2021-0008	下関市大字阿内字山ノ口1241-4	田	254